

発表者名：渡邊 昭宏

所 属：株式会社ウェルハート

抄録タイトル：ワクチンの輸入手続きについて

【序文】

海外旅行者数は1970年以降、右肩上がりでも急激に伸び続けており、近年では旅行先が先進国のみならず公衆衛生体制が十分に整っていない発展途上国も人気があり、行先・目的ともに多様化している。このような旅行先で感染し重症化するケースや、潜伏期間中に帰国し、その後感染が発覚するという輸入感染なども増加している。こういった状況下でワクチンによる予防策を講じることが推奨されているが、現状は旅行前のワクチン接種率は低い。また日本は先進国であるにも関わらず、ワクチンの接種状況・承認状況についてはワクチン後進国と位置づける報告・報道もされている。さらに承認ワクチンと海外で流通しているワクチンとでは種類・内容においても差異があり、必要とされるワクチンが日本国内で流通していない場合、海外ワクチンを輸入することになる。では、海外旅行の際に必要なワクチンを輸入するとなった時、どのような事柄に注視すれば良いか。本日は輸入する際のポイントを2つ紹介させていただく。

【内容】

1. 輸入手続きの流れについて

日本で承認されていないワクチンなどの医薬品を輸入する際は、各関係省庁へ輸入に係る必要書類の申請・提出を行う。その後、輸入通関手続きを終え、はじめて「輸入」が完了する。

また、このような医薬品の注意点として、薬事法を把握する必要がある。

2. 依頼をする業者について

上記のような医薬品を輸入するには、多大な時間と労力が必要となるため、現在は輸入代行業者にこれらの手続きを依頼するのが一般的となっている。国内にいくつかの輸入代行業者が存在する中で、どの輸入代行業者に依頼することが得策であるか、選ぶ際のポイントや注意点を確認することが重要である。

【結論】

海外にも優れたワクチンが数多く流通している。薬事法を把握し、適切な手続きを踏まえることにより、国内で流通していないワクチンを輸入することが可能となる。

また輸入代行業者へ依頼する際は、輸入時の細やかな対応を行える業者を選定することが好ましい。